コンソーシアム協定書（例）

（目的）

第1条　本協定はコンソーシアムを設立して、沖縄市の発注に係る「エイサーキャラバン業務」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

（名称）

第2条　本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「○○○○○」（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

（構成員の住所及び名称）

第3条　本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

（1）　沖縄市○○市○○町○○

　　　　　○○○○

（2）　沖縄市○○市○○町○○

　　　　　○○○○

（3）　沖縄市○○市○○町○○

　　　　　○○○○

（幹事企業及び代表者）

第4条　本コンソーシアムの幹事企業は、○○とする。

２　本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

（代表者の権限）

第5条　本コンソーシアムの代表者は、本業務に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の連帯責任）

第6条　本コンソーシアムは、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

（運営委員会）

第7条　本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の運営にあたるものとする。

（分担受託額）

第8条　各構成員の業務分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者との間で契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

２　前項に規定する分担受領額については、運営委員会が定め発注者へ通知する。発注者との間で契約内容の変更がされたときも同様とする。

○○業務　（構成員名）　分担割合　　　　　％

○○業務　（構成員名）　分担割合　　　　　％

○○業務　（構成員名）　分担割合　　　　　％

（業務処理責任者）

第9条　本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務に関する総括責任者を選定し、本業務に関する指揮監督権を一任する。

（業務担当責任者及び業務従事者）

第10条　本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務責任者及び業務担当者を指名する。

（取引金融機関）

第11条　本コンソーシアムの取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座により取引するものとする。

（構成員の個別責任）

第12条　本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰するべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第13条　この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（業務途中における構成員の脱退）

第14条　構成員は、本コンソーシアムが業務を完了するまでは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第15条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の業務分担を執行するものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第16条　本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（会計帳簿等の保存）

第17条　本業務に係る会計帳簿及び関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後５年間、○○○が保存するものとする。

（協定書に定めない事項）

第18条　この協定書に定めない事項については、コンソーシアム内に設ける運営委員会で定める。

（管轄裁判所）

第19条　本協定の紛争については、沖縄地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業○○外○社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本○通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和○年○月○日

代表者

（所在地）

（名　称）

（代表者）

構成員

（所在地）

（名　称）

（代表者）

構成員

（所在地）

（名　称）

（代表者）